

リトル学園 感染症予防対策について

保育園は学校とは異なり、生後すぐの乳児から小学校入学直前の 6 歳児まで幅広い年齢層の子ども達が生活しています。年長児ではそれほど重症にならない感染症であっても、低年齢児では時に脳炎など生命に関わる重症感染症に発展する場合があります。

- ①麻しん ②風しん ③水痘 ④流行性耳下腺炎
⑤インフルエンザ ⑥百日咳 ⑦咽頭結膜熱

上記 7 種類の感染症について、学校保健安全法施行規則第 19 条において出席停止期間の基準が定められております。

また、出席停止にはなりませんが保育園において集団発生しやすい感染症に罹患された場合は感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態を見ながら集団生活が可能となる状態となつてからの登園であるようご協力をお願いします。

- ・ RS ウイルス感染症
- ・ マイコプラズマ感染症
- ・ ヘルパンギーナ
- ・ 伝染性紅斑（りんご病）
- ・ ノロウイルス感染症
- ・ 伝染性膿痂疹（とびひ）
- ・ ウイルス性肝炎
- ・ A 群溶血性レンサ球菌感染症
- ・ 流行性角結膜炎
- ・ 手足口病
- ・ 腸管出血性大腸菌感染症、
- ・ ロタウイルス感染症
- ・ アタマジラミ
- ・ 溶連菌 などの感染力のある病気

他の園児や職員への感染拡大を防ぐことで一人一人の子ども達が一日快適に生活できるよう、日頃から保護者様にはお子様の体調管理・早期診断・早期治療を行ってください。

上記のような感染症には、登園時に医師の登園許可書をお持ちください。

登園許可書

保育園施設長殿

入所児童氏名

病名 「 _____ 」

_____年 _____月 _____日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関

医師名

印